

平成29年度第2回

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

議 事 録

日 時：平成30年2月15日（木）午後1時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第2常任委員会会議室

1. 開会・局長挨拶

○事務局（榎地域振興部長） 皆様、お疲れさまでございます。

本日は、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

まだお見えになっていない方がいらっしゃいますけれども、お時間でございますので、ただいまより、平成29年度第2回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を開催いたします。

私は、札幌市市民文化局地域振興部長の榎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、市民文化局長の高野よりご挨拶をさせていただきます。

○高野市民文化局長 市民文化局長の高野でございます。

本日は、大変お忙しい中、また足元の悪い中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

皆様方には、日ごろから札幌市の安心・安全なまちづくりに特段のご理解とご協力を賜り、この場をかりまして厚くお礼を申し上げます。

当審議会につきましては、昨年8月から5期目に入り、きょうで今年度は2回目となりますけれども、ぜひ、本年も札幌市の防犯対策につきまして皆様方のお力添えをいただきたく、どうぞよろしく願いいたします。

きょうの審議会におきましては、平成29年度の取り組みについてご報告をさせていただくほか、来年度から実施を予定している防犯カメラの設置事業などについてご審議をいただきたいと考えております。

委員の皆様方には、さまざまな見地からぜひ忌憚のないご意見、ご提案をいただき、きょうの会議が実りある有意義なものとなることを期待しておりますので、どうかご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

なお、私は、この後、他の公務が入っておりますので、退席させていただきますけれども、最後に、当審議会のますますのご発展と、本日ご参加いただきました皆様方のご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（榎地域振興部長） それでは、高野は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

〔市民文化局長は退席〕

◎事務局連絡事項

○事務局（榎地域振興部長） ここで、事務局から配付資料の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（池田区政課長） 地域振興部区政課長の池田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

では、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

本日の資料につきましては、まず、次第と、資料1の札幌市内の犯罪情勢、資料2の札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰について、資料3の女性の防犯検討会議における検討状況について、資料4の安全で安心な公共空間整備促進事業についてということで、こちらは防犯カメラの設置についての資料でございます。そして、資料5の第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の取り組み状況について、資料6の札幌市における犯罪被害者支援の取り組みについてとなっております。

それから、佐藤副会長より、参考資料としまして女性安全マニュアルとネット犯罪被害防止ハンドブックをご配付させていただいております。さらに、女性のための防犯ハンドブックの今の検討状況というものも配付させていただいております。

皆様、おそろいでしょうか。

続いて、留意事項でございますが、本審議会は、公開となっております、議事録の作成や広報等に利用するため、会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきます。ご発言いただく場合には、必ずお手元のハンドマイクをご使用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

留意事項の説明は以上になります。

なお、本日は、國本委員と巽委員が遅参するというところでございますけれども、13名の委員のうち11名に出席いただいております、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第5条第3項に基づく定足数を満たしておりますので、この会議は成立しておりますことを申し添えます。

以上でございます。

○事務局（榎地域振興部長） それでは、審議会規則に従いまして、以後の進行につきましては吉田会長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議 事

○吉田会長 では、以下の議事進行は私のほうでさせていただきます。

それでは、次第にのっとりまして、2番目の札幌市内の犯罪情勢につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 札幌市市民文化局地域振興部区政課の西中と言います。

私から、札幌市内の犯罪情勢についてご説明させていただきます。

お手元の資料1、札幌市内の犯罪情勢をごらんください。

まずは、1番の札幌市内の刑法犯認知件数の推移についてでございます。

赤色の折れ線グラフが北海道内の刑法犯認知件数をあらわしており、青色の棒グラフについては札幌市内における刑法犯認知件数をあらわしたものとなっております。

まず、北海道における刑法犯認知件数ですが、平成29年中は2万8,160件ということで、前年と比較して3,850件、約12%減少しており、ピーク時の平成14年には9万4,000件であったものが、現在ではその約3割になっている状況であります。

札幌市内につきましても、刑法犯認知件数については減少傾向にありまして、平成29年中の刑法犯認知件数は1万3,237件で、平成28年と比較して2,185件、約14.2%減少しております。

ごらんいただいておりますとおり、札幌市内における刑法犯についてもピーク時の平成13年から16年連続で減少しておりまして、平成13年の4万1,290件と比較しますと68%減少しているという状況になっております。

続いて、2番の札幌市内の平成29年中における刑法犯の包括罪種別認知件数の内訳になります。

包括罪種といいますのは、刑法犯のうち、被害法益や犯罪対応といった観点から類似性の強い罪種を包括したものになりまして、窃盗犯、殺人や強盗といった凶悪犯、暴行や傷害などの粗暴犯、詐欺や横領といった知能犯、強制わいせつや公然わいせつ、賭博といった風俗犯、そして、そのどれにも属さないその他の刑法犯の六つに分かれております。

円グラフにあらわしておりますとおり、札幌市内では窃盗犯の認知が最も多くなっておりまして、全体の約65%を占めておりますが、窃盗犯自体は年々減少傾向にあり、窃盗犯の減少が全体の刑法犯の減少につながっているという状況になっております。

なお、窃盗犯、凶悪犯、その他の刑法犯については、平成28年と比較して減少傾向にありましたが、その反面、粗暴犯、知能犯、そして、わいせつ犯を含む風俗犯は増加傾向にあるという状況であります。

続いて、3番の振り込め詐欺の認知状況になります。

平成29年中、札幌市内では138件、約2億4,500万円の振り込め詐欺被害を認知しておりまして、前年と比較しますと、62件、約5,600万円の増加と大幅な増加になっております。

手口別に見ますと、架空請求詐欺の件数は前年と同じになっておりますが、他の手口は全て件数が増加しておりまして、特にオレオレ詐欺の被害の認知が多く、被害額、件数ともに全体の50%以上を占めている状況になっております。

最後に、4番の子どもに対する前兆事案の認知状況になります。

前兆事案とは、誘拐や性犯罪等、凶悪犯罪の前兆と見られる声かけやつきまといなどを言いまして、13歳未満の子どもに対する前兆事案の認知件数をあらわしたものがこちらの表になります。

札幌市内における前兆事案の認知件数につきましては、平成29年中は477件の認知ということで、前年と比較して135件の増加となっております。

前兆事案の件数につきましては、市民の方々の防犯意識の高まりによって通報が増加するといった傾向もございますので、単純に不審者が増加しているとは言えないのですけれ

ども、1日当たりにして1件以上の通報があるといった計算になりますので、子どもの安全確保のためには引き続きの注意が必要であるという状況になっています。

なお、子どもに対する前兆事案につきましては、平日の下校時間帯に被害が集中しております。14時台から17時台の認知件数が全体の約75%を占めている状況になっております。

私からは以上です。

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対するご質問などがございましたら、挙手をお願いいたします。

なお、恐縮ですけれども、最初にお名前を言われてから発言してください。先ほども事務局から説明がありましたように、記録をとられている関係で、どなたが発言したかをはっきりさせておいたほうがいいのではないかと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、ご質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 それでは、特にないようですので、次に移らせていただきます。

次第3の札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰についてのご説明をお願いいたします。

○事務局(西中地域防犯担当主査) それでは、引き続き、私から説明させていただきます。

お手元の資料2、札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰についてをごらんください。

本表彰につきましては、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解増進及び地域防犯活動の一層の拡大、促進を図ることを目的として、防犯活動を推進する個人または団体、事業者、保護司の方を表彰する制度でありまして、平成28年度に設立しております。

防犯部門の被表彰者につきましては、各区の連合町内会等からご推薦をいただき、更生保護部門につきましては、各区の保護司会の方からご推薦をいただきまして、推薦のあった方について審議会委員の皆様からご意見をいただいた上で、被表彰者を決定させていただいております。

昨年の第1回目の会議において、保護司部門の被表彰者についてご意見をいただき、防犯部門につきましては、昨年末に文書にてご意見をいただいたところでありまして、先般、防犯部門の表彰式をとり行いましたので、平成29年度の表彰結果についてご報告させていただきます。

まずは、(1)防犯部門についてです。

被表彰者につきましては、別添1の名簿のとおり、個人3名、7団体、1事業者となっております。推薦のあった全ての方を表彰者と決定させていただきました。

表彰式につきましては、本年2月1日に札幌市役所10階の市長会議室において行っております。

続いて、(2) 更生保護部門についてです。

被表彰者につきましては、別添2の名簿のとおり、各区から10名の方を推薦いただきまして、こちらも推薦のあった全ての方を被表彰者と決定させていただきました。

表彰状の伝達につきましては、昨年10月26日に開催されました道央ブロック更生保護研究大会において行っております。

本表彰につきましては来年度も実施させていただく予定になっておりますので、被表彰者の決定に当たっては、再び皆様のご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対するご質問等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 なければ、先に進めさせていただきます。

それでは、次第4の女性の防犯検討会議における検討状況については、部会長の山崎委員からご説明をお願いいたします。

○山崎委員 山崎でございます。女性の防犯検討会議の部会長を務めております。

今まで、会議を2回やりました。これは、審議会規則の第7条第1項目に基づいて行われている部会でございます。

お手元の資料3をごらんください。女性の防犯検討会議における検討状況についてです。

本部会につきましては、昨年8月22日の審議会において設置が承認されました。女性の犯罪被害防止について検討しなければということで、審議会の女性の委員5名、臨時委員の方4名の全9名で構成しております。

これまでの会議の開催状況ですけれども、1番に記載してありますとおり、これまで2回の会議を開催しております。札幌市内の犯罪情勢や札幌市における女性の犯罪被害防止対策、薬物使用の疑いのある性犯罪被害等を議題として、女性の犯罪被害防止に向けた検討を行っております。

現在の具体的な検討状況ですけれども、今後の被害防止対策として、第1回目の会議において、女性の犯罪防止を目的としたハンドブックをつくりましょうということが提案されました。部会において作成に向けた検討を進めることとして、第2回目の会議においては、ハンドブックの内容について具体的な検討を行っております。

今検討中のハンドブックの概要ですけれども、3番に記載しておりますとおり、女性が被害に遭いやすい性犯罪やひったくり、それらの被害防止のポイントや、被害に遭ったときにはどうしたらいいのか、相談窓口等を紹介して、防犯について学ぶことができるハンドブックをつくることを目指しております。

お手元にそのハンドブックの素案があると思うのですが、記載内容については、札幌市の犯罪情勢を説明したり、外出時の犯罪被害防止や住宅での犯罪被害防止、次のペ

ージでは、住宅の防犯、ストーカーの対策、防犯グッズやアプリなどの紹介、そして、被害に遭ったときにはどうしたらいいか、性犯罪被害の相談窓口の紹介等で事務局の方につくってもらって、これに対して、9名の委員が忌憚のない意見を出し合っています。

ごらんのとおり、最初にいきなりグラフがあると、若い子はもう読まないのではないとか、何々をしないようにしようとか、スマホを見ながら歩かないようにしようというふうな文言だと、もしスマホを見ながら歩いていて犯罪被害に遭ったときには自分を責めてしまうのではないだろうかという意見があって、そういう文言に気をつけてもらいたいか、かたくて難しい言葉が多くて読みにくい、イラストをたくさん使ったほうが理解しやすいのではないかと、学生にも読んでもらった上でつくったほうがいいのではないかなど、結構いろいろな意見が出ていて、すばらしいものをつくりたいという皆さんの気持ちが伝わってくる部会です。

この内容については部会で検討しているのですが、本審議会においても皆様の意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞ皆様から忌憚のないご意見をいただければと思います。

私からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

○吉田会長 ありがとうございます。

ただいまの山崎委員からのご説明に対して、ご質問あるいはご意見等があるのではないかと思いますので、どうぞ忌憚なく申し上げます。

では、私からよろしいですか。

女性が被害者になる犯罪というのはいろいろあって、状況もいろいろだと思うのですが、気がついたのは、性犯罪にも重いものから、比較的軽いと言うと語弊がありますがけれども、公然わいせつとかそういうものは性犯罪の中でもどちらかという軽いほうだと思うのですが、そうではなく、強制わいせつなどの重い犯罪の場合、ご存じのように友人の間で発生することが非常に多いのです。調査では60%から70%ぐらいはそうだとされているのですが、見たところ、それについては余り触れられていないような気がしたのです。そのあたりはどういうふうになっているか、教えていただければと思います。

○山崎委員 部会でもその意見は出されましたので、その経緯については西中主査からお話しいただいてよろしいですか。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 部会のほうでも、ご友人や知人を含め、ご家族といえますか、親権者の方による被害も結構多く発生しているという現状があるということで、そういったところにも触れたほうがいいのではないかとご意見をいただいております。

そういったご意見をどういうふうに取り入れるかは、まだ検討を続けていかなければならない状況ですが、被害の実態に即したお話は入れていきたいと考えておりますので、検討を続けていきたいと思っております。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんか。

○佐藤副会長 北海道防犯協会連合会の佐藤と言います。

きょうは、女性の安全マニュアルをたまたまお配りさせていただきました。

これは、先ほども聞かれたのですが、枚数は余り配っておらず、全道で6,000部ぐらいだと思います。全道には防犯協会が警察署単位で約71カ所あるものですから、そこに配ると、小さいところが50部とか、大きいところでも200部くらいしか配られていないのです。そういうものだということで、個人配付というか、たくさんの方に配付できるところまでは行っていないのが現状で、全国でも12万部ぐらいしかつくっていないだと思います。北海道が約5%ぐらいの人口比なので、6,000部ぐらいが来ているというものです。

内容的には、これからつくろうとしているハンドブックにかなり似たようなものなのかなと思いますけれども、いろいろなところでいろいろな種類のものをつくることも必要だと思いますし、たくさんの方に行き渡るように札幌市でつくっていただければ、それはそれで非常にありがたいと思っております。

以上です。

○吉田会長 そのほかにご意見はございませんか。

○行方委員 行方と申します。

第1回目のときに、これは白黒ですけれども、カラー版でハンドブックを見せていただいて、女性委員の中から、「はじめに」という言葉があって、これは難しいのではないかとということで、再検討をお願いしたのです。

今回、この女性安全マニュアルを見せていただきましたところ、お隣にお座りの馬場委員ともお話ししていたのですけれども、版が大きいせいもあるのですが、とてもわかりやすいです。最初もクイズ形式で、まずは入りやすいのです。やってみようかなと思うと思いますし、イラストも多くて、字も大きくて、とてもいいと思います。

これより小さい版にするには大分工夫が必要かもしれませんけれども、こういった形だと非常にわかりやすいと思いました。

○吉田会長 ありがとうございます。

そのほかにご意見はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 なければ、私から、もう1点気がついたのですけれども、「はじめに」のところの最後の行の「罪を犯した者に責任があるのはもちろんですが、」という書き方ですが、被害者の罪責感というか、自分が不注意であったという意識がどうしてもあって、それにさいなまれて、なかなか相談にも行けないということにもなり得ると思うのです。

法的な問題として、確かに加害者には責任を問うてもらわなければなりません、被害者のほうには法的な責任はないということをきちんと書いておいたほうがいいのではないかなと思うのです。

不注意ということはあるのですが、それは事実上の不注意であって、法的な意味は余りないのです。法的には、あくまでも加害者は加害者で、被害者は被害者なのだということがはっきりわかるような形で書かれたほうがいいのではないかと思うのです。

○山崎委員 まさにそのとおりだと思います。

部会の中でもそういう意見が多く出されましたので、多分、その辺がこれから大きく変わっていくのではないかと私たちも思っているところですが、西中主査から何かありますか。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 被害者の方は悪くないということをもうちょっと全面的に出すといいますか、自分を責めないような書き方を考えて、もう一回つくりたいと思っております。

○吉田会長 それから、被害者ばかりではなく、加害行為をしないような対策ですが、このハンドブックはもちろん女性向けですが、こういうものは男性にも当然知ってもらわなければなりません。人権侵害というか、お互いに承認し合うというか、それが大事なのだということも男性にもきちんと知ってもらわなければならないと思うのです。それはこのハンドブックでは無理かなという気もしますが、場合によっては男性でも目にすると思うので、ちょっと触れたほうがいいかなという気がするのです。

○山崎委員 山崎です。

部会でも、やっぱり男性にも問うべきではないかという意見が出ました。また、最初は女性に配るという想定だったので、そうではなく、男女に配ったほうがいいのではないかという意見も出ていますので、私たちとしては、性犯罪は犯罪行為であるということと、加害者にならないようにということも含めて掲載し、男女に配ってほしいと考えています。

西中主査、お願いします。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 男性、加害者側に対する対策ですが、今回考えさせていただいているハンドブックは、基本的に自主防犯を学ぶことを主眼に置いていますので、女性目線といいますか、被害者目線といいますか、女性が自分の身を守るための対策を中心に書かせていただいています。逆を言えば、それは男性が気をつけることといいますか、男性がやってはいけないことにもつながることであると思います。学校への配付の際などは、女生徒に限らず学生全てに配れるような形というご意見もいただいておりますので、そういったところを踏まえながら考えていきたいと思っております。

○吉田会長 そのほか、ご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉田会長 なければ、先に進めさせていただきます。

次に、次第5の安全で安心な公共空間整備事業について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 市民文化局区政課地域防犯担当の後藤と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

私から、安全で安心な公共空間整備（防犯カメラ設置促進事業）についてご説明させていただきたいと思えます。

お手元の資料4をごらんいただきたいと思えます。

まず、8月に行われました前回の審議会で、防犯カメラをテーマに市民に対して行ったアンケート結果についてご紹介させていただき、事業内容に関しましては改めてご意見を伺うこととしておりました。

本日は、それから少々お時間がたっておりますことから、改めて、事業創設に至る背景や事業内容についてご説明したいと考えております。それを踏まえてご意見を頂戴できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料の左側をごらんいただきたいと思えます。

創設に至るお話になりますが、近年、町内会等による防犯カメラの設置に対して補助を行うという取り組みが全国的に拡大している状況でございまして、全国で20ある政令指定都市のうち、18市が既に実施または実施済みという状況になってございます。

現在、札幌市では、商店街が設置する場合の補助は行っているのですが、町内会などが防犯カメラを設置しようという場合についての補助制度は実施しておりません。こうした背景を受け、市議会などからもこのような助成制度の創設を検討してはどうかという提案があり、市民意識調査を通して防犯カメラに関する市民の皆様の認識をお聞きする形で進めていた次第です。

そのさなか、この議会でのお話に関して、広報誌をごらんになった市民の方から、まちの防犯力を高めて、市民や観光客が安全に安心して過ごすことができるよう、公共空間への防犯カメラの設置促進のために使ってほしいと多額のご寄附の意向が示されまして、市では、こちらに沿った事業を実施していくことを考えることとしました。

その下になりますが、町内会長の皆様に対して行いましたアンケートの結果を紹介しております。こちらは、補助制度があつたら活用して設置したいと思えますかという問いで行った調査ですが、その結果、約3割の会長が希望を示すという結果になりました。

今回のアンケートは、防犯カメラを設置する場合、町内会に一定の費用負担があるものとして行った調査だったのですが、それにもかかわらず、33%の方から設置したいという回答があつたということで、関心の高さを確認したところでございます。

なお、補助制度があつても設置しないと答えている51%の方々につきましては、その7割以上が資金を継続して捻出していくことが難しいということを経由としており、資金面の課題が解消されれば防犯カメラを設置したいと答える町内会が今後はふえていくのではないかと考えております。

このような寄附者のご意向や町内会の動向などをもとに制度の検討を行っておりまして、その検討内容をまとめたものが右側の制度概要でございまして、

まず、防犯カメラが設置されることで、札幌市が子どもや女性が安心して暮らせるまち

として認知され、多くの方が訪れたり、移り住みたいと思うまちになってほしいという寄附者のご意向のもとに、これまで検討しておりました町内会などが防犯カメラを公共空間に設置する際の費用を補助するという取り組みとともに、居住地域から離れ、市内外から多くの住民の方や観光客の皆さんが集中する都市公園などの公共空間については、市が設置、運用を行っていくという内容となっております。

その具体的な取り組みとしましては、2の事業内容の2-1で補助制度について紹介しております。こちらの補助対象は、カメラ本体や設置されていることがわかる表示板などの附属品ないしは附属機器及びその取り付け経費を対象に、案の段階ではありますが、カメラ1台当たりの上限を16万円と設定し、その以内であれば全額補助をするという内容となっており、設置後の電気代や修理費などと言われる維持管理に係る経費につきましては、設置者のご負担という中身となっております。

次に、2-2に市による設置と書かれていますけれども、こちらは、先ほどご紹介しました都市公園のほか、一部主要幹線道路や市内の小・中学校を対象に、北海道警察が保有する犯罪認知件数の状況や各学校の設置希望のご意向などを参考に、今後、設置を進めていくという内容となっております。

最後に、一番右下に事業計画と書いております。こちらは、町内会への補助につきましては防犯カメラ2,000台分、また、市による設置につきましては500台分を現在は想定しているところでございます。

以上、説明が駆け足になりましたけれども、こちらの事業の検討に関しまして、幅広く忌憚のないご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○吉田会長 それでは、ただいまの説明に対するご意見、ご質問等がございましたら、どうぞ。

○馬場委員 馬場と申します。

助成額については、カメラ1台当たり16万円というふうに考えてよろしいですか。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） こちらは、設置に係る費用全般で16万円が上限という形になりますので、カメラ本体機器以外に取り付けの工事費用なども含めた金額となります。

○馬場委員 カメラをつけると、当然、録画装置が必要だと思うのですが、それは含まれていないということでしょうか。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 記録のチップなど録画に必要なものについては、附属機器ということで対象として考えております。

○馬場委員 わかりました。ありがとうございます。

○巽委員 巽です。

まず、アンケート結果についてお聞きしたいのですけれども、こちらは町内会での検討ではなく、町内会長一人の考えで行ったアンケート結果ということでしょうか。

もう1点は、助成額から電気代、修理代などの維持管理費は除くとなっておりますので、

それが年間で一体どのぐらいかかるものなのか。

その2点をお聞きしたいです。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） まず、1点目の町内会に対するアンケートについては、市内の各单位町内会長に直接お送りして、町内会長から回答いただいた内容になってございます。ですから、町内会長のお考えをもとにご回答いただいているという結果になるかと思えます。

もう1点の電気代や修理代など維持管理費に関するお話ですけれども、まず、電気代につきましては、これはカメラの機種によってもさまざまというところではございますが、こちらで調べている内容としましては、カメラ1台当たり、年間で約5,000円ほどと確認しているところです。

ただ、修理代につきましては、修理の内容などにもよりますので、一概にこれくらいとお示するのはなかなか難しいところですが、簡単な部品の交換などですと、カメラを設置されているところに上って作業することになりますので、そういった作業費を含めると、数万円単位ではないかと思っております。

○吉田会長 ほかにご質問はございませんか。

○國本委員 國本です。

この2,000台という台数はどういう計算で割り出されたのかということがあって、どんどんふやしていくというのはわかるのですが、どれぐらいの町内会があって、そこに大体何台ぐらいを設置する予定があるのか、例えば、町内会ですと、役員がかわったりすることもあると思うのですけれども、カメラをつけてそれを録画しておく場所はどこを想定されているのですか。例えば、地域の公民館やコミュニティセンターなどを想定しているのかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（榎地域振興部長） まず、台数でございますけれども、寄附者の方とお話をさせていただいたときに警察ともいろいろとお話をさせていただきまして、どういったところにどのぐらい必要なのか、図面をもとに数字をはじき出しておりまして、それをもとに出しております。

したがって、実際に町内会のほうでそこに設置されるかどうかはわからないのですけれども、全市を網羅するとすればこのぐらいではないかという数字を私どものほうで一旦算出させていただいてございます。

もう一つ、録画装置につきましては、今のカメラは内蔵のチップみたいなものに記録される形になっており、どこか別のところに映像を保管するというものではございません。必要があれば、そのカメラのところに行ってチップみたいなものを出して、そこから映像を取り出す形になっているものが多いと聞いております。

○國本委員 それは、カメラの機種によって違うということですね。

○事務局（榎地域振興部長） そうです。どこかにカメラを置いてそれをモニターで確認するということは、今はほとんどされていないとお聞きしております。

○國本委員 何かあったら、チップを出して中身を確認するという感じですね。

ありがとうございます。

○吉田会長 そのほか、ございませんか。

○行方委員 行方と申します。

この防犯カメラというのは外についているわけですから、雨や風に当たるということで、耐用年数も短いのかなと思いますし、そのときにはまた取りかえないといけないと思うのですが、それは町内会の負担ということになりますよね。

○事務局（榎地域振興部長） 耐用年数につきましては、まだしっかり確認してございませんが、最低でも5、6年、物によっては10年ぐらいもつものもあるだろうと考えてございます。壊れたときに改めて設置するかどうかにつきましては、基本的には町内会のご判断になるかと思っております。

今回は設置費用の全額を補助という形をとらせていただいているのですが、これに関しましては、先ほどありましたように、寄附者から財源としての寄附をいただいていることもありまして、他都市では3分の2の補助がほとんどでございます。それを、今回、寄附もいただいたということで10割補助とさせていただいたところでございますので、その財源がなくなった後につきましては、10割補助というのは正直に言って難しいと思っております。そうしますと、町内会としての負担ということも出てきますので、そのときには改めてそれぞれでご判断をいただくことになるかと考えてございます。

○行方委員 わかりました。ありがとうございます。

もう1点ですけれども、今、町内会がどんどん減っております。設置場所については、町内も含めて警察の方と相談して進めているということですが、私が以前に住んでいた町内会も、会長や役員をやってくれる方がいらっしゃらなくて、ほとんど壊滅状態です。

実は、街灯費を集めるだけでも大変です。電気代が年間5,000円程度かかるということになってきますと、町内会の班長もしていて、自分の担当の区域の街灯費を集めるだけでも大変な時代ですから、最初に設置したときはいいかもしれませんが、そのうちに町内会も消滅して行って、自分も実際に町内会で経験したものですから、そういったことを考えると、1回目だけで終わってしまうのかなと不安に思いました。

以上です。

○吉田会長 そのほか、ございませんか。

○田中委員 田中です。

札幌市の設置の部分で、市内の小・中学校への設置を想定されているのですけれども、これは学校の中ということですか。それとも、通学路ですか。

○事務局（榎地域振興部長） 学校につきましては、例えば、入り口などにつける形になるかと考えております。

○田中委員 ありがとうございます。

今のお話だと、町内会のお話と通学路とうまくこの辺を運営していければいいのかなと

思いました。ありがとうございます。

○水谷委員 水谷です。

今の質問と同じで、小・中学校に設置するときに、どの辺の範囲で何台ぐらいなのかをお聞きしたかったです。

○事務局（榎地域振興部長） 学校につきましては、小学校が約200校、中学校が100校、合わせて300校ほどございますが、そこに何台もつけることはなかなか難しいかと思っています。今は、入り口のインターホンのところにもカメラがついていたりしますが、そうはいつでも、小学校や中学校は校門から自由に出入りできるようになってございますので、基本的にはそのあたりを見るような形になるかと考えているところです。

○水谷委員 ありがとうございます。

○吉田会長 そのほか、ございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉田会長 それでは、先に進ませていただきます。

次第6の平成29年度における札幌市の取り組みについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） こちらにつきましては、私からご説明したいと思います。

それでは、資料5に基づいてご説明させていただきたいと思います。

こちらは、第2次基本計画の基本方針ごとにまとめて記載しておりますけれども、まず、基本方針1に「自らの安全を確保するため、市民一人一人の防犯に対する関心を高める」と書いてございます。

こちらの具体的な取り組みとしましては、出前講座や広報啓発となっております。このうち、1点目の出前講座につきましては、計画の達成目標を設定しており、年間の実施回数を60回と設定しておりますところ、今年度は、1月31日時点でトータル63回、受講者が4,496名と目標を達成しております。

資料にございます写真は、子どものための防犯教室の様子を紹介したものでございます。こういった形でパソコンを使いましてお話をを行うほか、実技としまして、間合いのとり方などを実際に体験していただきながら、安全について学んでいただく内容になってございます。

出前講座の実施回数はここ近年高くなっておりますが、主な要因としましては、希望するテーマの状況から見ますと、昨今増加しております特殊詐欺事件や子どもなどへの不審な声かけ事案について、特に関心が高まっていることによるものと考えております。

次の啓発活動についてでございますが、こちらは、市や北海道、警察のほか、地元で防犯活動をされていらっしゃる地域の皆様方とともに、主に地下鉄や駅など人が多く出入りするような場所で街頭啓発を行いまして、資料の③番で紹介しておりますが、そのほかにパネル展などを開催して、多くの方に見ていただくという取り組みを行ってございます。

また、その下の広報関係ですが、こちらは広報さっぽろの中で被害防止を呼びかけるページをつくるほか、民生委員の方や地域包括支援センターの方にご協力いただきまして、地域において主に高齢者を支援されている方のご協力のもと、個人宅へお伺いした際に注意喚起を行うなどして、特殊詐欺被害防止に注力してまいりました。

続きまして、その下の基本方針2でございます。

こちらでは、「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる」ということで、地域安全サポーターズ制度や、日々の活動報告や情報交換などを行う犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会、そして、功労者の方への市長表彰という3点を紹介してございます。

次のページになりますけれども、このうちの取り組みの一つとしまして協議会の写真を載せております。こちらは、札幌市内の各連町会長、役員の方や学校関係者、警察や企業の方などに出席をいただきまして、ふだんの取り組みに関する情報提供や現在懸念されている課題などについての話を出し合いながら、今後の防犯対策についての話し合いを行っているものでございます。

また、地域安全サポーターズ制度につきましては、通常の業務の傍ら、防犯の取り組みをしていただくボランティア事業者を募りまして、その活動を市のほうで支援させていただくもので、平成23年度から行っているものでございます。こちらは、達成目標を700事業者と掲げておりますところ、それを大きく上回る1,727事業者の方にご登録いただいたという状況でございます。

次に、基本方針3になります。こちらでは、「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める」ということで、環境面での防犯性を高めるものが取り組み内容となっております。

その主な取り組みとして、札幌市子ども110番の家支援事業がございまして。こちらは、既にご承知のこととは思いますが、子どもたちの登下校時などに不審者からの声かけや痴漢、つきまとい行為などを受けて身の危険を感じたときに避難場所として駆け込み、一時的に保護を受け、警察へ110番通報していただくための場所と定義されてございます。

その目印といたしまして、写真のほうで紹介しておりますが、「子ども110番の家」や「こどもSOS」などと書かれたステッカーを掲示していただくことによって、子どもを対象とした犯罪被害の抑止や子どもの見守り活動の充実を図るため、こちらのほうを行われる小学校PTAの皆様や町内会の方々などの実施団体に支援をさせていただくものでございます。

子どもの安全・安心なスポットが多くなることによって、犯罪者の入り込みにくい地域づくりにも役立ちますので、ぜひ、お近くの皆様に対してご周知いただく機会がありましたら、ご協力をお願いしたいと思います。

続きまして、次のページに移ります。

こちらは、歓楽街対策といたしまして、薄野の関係団体が構成されますクリーン薄野活性化連絡協議会の中に設置されております防犯プロジェクトという平成18年から我々のほうで持っている組織について紹介させていただいております。

こちらでは、薄野地区における防犯の取り組みや歓楽街対策について情報交換をしておりますとともに、環境美化を兼ねて、各種犯罪被害防止の啓発を呼びかけるプランターを設置したり、北海道や警察の方々とともに街頭パレードを行うという取り組みを行っております。

以上のような一連の取り組みを踏まえまして、第2次基本計画で設定しました成果指標を2点設定しております、資料の一番下になりますが、1点目に犯罪に遭わないよう常に防犯意識を持って暮らしている市民の割合、2点目に地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合を設定しております。

1点目の犯罪に遭わないよう常に防犯意識を持って暮らしている市民の割合につきましては、平成28年度の数字でございますけれども、調査しました結果、80.5%となっております。2点目の地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合につきましては、平成28年度時点で22.2%という数字になってございます。

なお、平成29年度の数字につきましては、現在調査を行っております、3月の下旬ごろにまとまってくるという状況でございます。

以上で、防犯の取り組みについてのご説明を終了いたします。

○事務局（ヴィーライアン調整担当係長） 犯罪被害者支援を担当しております男女共同参画課のヴィーライアンでございます。

私からは、平成29年度の札幌市における犯罪被害者支援の取り組みについてご報告をさせていただきます。

それでは、お手元の資料6をごらんください。

1の犯罪被害者等支援総合的対応窓口、2の性暴力被害者支援センター北海道、通称SACRACHの概要につきましては、昨年の第1回審議会でご説明をさせていただきましたので、今回は割愛させていただきます。

また、3の札幌市役所公式ホームページ、4のティーンズ・ナビさっぽろにつきましても、お時間のあるときにこちらのサイトをごらんになっていただくこととして、説明は割愛させていただきます。

5の若年層向けデートDV防止講座についてですが、平成28年度までは札幌市内の高校と大学に案内を送付しておりましたが、若年層への啓発がより重要と考え、今年度からは中学校へも案内を送付することといたしました。

その結果、六つの中学校から講座の申し込みがあり、受講者数が昨年度より約1,500人ふえ、より多くの学生に啓発を行うことができました。

次に、SACRACHの相談状況につきまして、裏面をごらんください。

相談件数につきましては、平成26年度をピークに減少傾向でございますが、資料の中

ほどにございます3の(1)相談内容の表をごらんいただきたいと思います。

昨年度は、相談件数全348件のうち、性暴力被害の相談は約40%ほどと、性暴力被害以外の相談のほうが多い状況でしたが、今年度は、1月末までの集計ですが、性暴力被害の相談が70%弱で、特に強姦、強制わいせつの相談件数が前年同時期の約1.5倍になっており、全体の相談件数は減っているものの、新規の深刻な相談が増加している状況でございます。

また、(2)の被害者の年代ですが、被害に遭った年代は、10代未満から20代までの若年層が多くなっております。昨今、自撮りのわいせつ画像をLINEで送らせたり、AV出演強要やJKビジネスなどが問題になっていることを踏まえ、若年層へのSACRACHの広報はますます重要になってきていると考えられます。

第1回の審議会で、ステッカーを新しく作成し、市役所、区役所、関係施設、パートナー企業などの女性トイレや多目的トイレの個室に張っていただいていることをご報告いたしました。その後、若年層への啓発のために、資料右上に印刷されている別デザインのステッカーを新たに作成し、デートDV防止講座を実施した学校にステッカーの掲出をお願いするなどして、既に数校の高校で掲出いただいているところです。

そのほか、市内高校生に女性に対する暴力をなくす運動の啓発動画を作成してもらい、チ・カ・ホのデジタルサイネージで配信したり、市内映画館でSACRACHやDVセンターを周知するコマーシャルを上映したり、地域情報誌のオンテナへ広告を掲載するなどの周知も行いました。

次に、資料の表面に戻っていただきまして、6番の犯罪被害者等支援研修ですが、犯罪被害者の理解と安全で安心なまちづくりへの取り組みを知ることを目的として、市職員を対象とした研修を先月実施いたしました。

講師には、殺人事件でお嬢様を亡くされた犯罪被害者遺族の方と北海道被害者相談室の室長をお招きして、被害に遭われた方の実情や支援する者に求められることについてお話をいただきました。

市役所は、市民にとって最も身近な行政の窓口であり、犯罪被害者等支援への配慮の視点を持って業務に取り組むという意識の醸成の場になったと考えております。

最後になりますが、7番にございます犯罪被害者週間の街頭啓発です。

例年、11月25日から12月1日は犯罪被害者週間とされており、それにあわせて関係機関がJR札幌駅や薄野で街頭啓発を行っております。今年度は、札幌市も札幌駅西改札口での街頭啓発に参加いたしました。

私からの報告は以上になります。

○吉田会長 ただいま、資料の5と6に基づいたご説明をいただいたのですが、ご質問やご意見はございますか。

○異委員 異です。

資料5のほうで達成目標が幾つも書いてあるのですが、出前講座に対する受講者

がふえていてとてもよいことだと思うのですが、結局、特殊詐欺被害については数的にふえているので、出前講座をもうちょっとふやすなどの取り組みが必要ではないかと思うのですが、どうお考えでしょうか。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） ご意見をいただきましたとおり、特殊詐欺事件というのは後を絶たないような状況でして、日ごろ、ニュースや新聞等で被害に遭ったということを目にされる方も多いと思います。

そのための防止対策ということで強化をしていかなければいけないということはこちらでも承知しているところでございまして、出前講座も含めて啓発につきましては引き続き強化に向けて考えていきたいと考えております。

○山崎委員 山崎です。

資料5で、子どもが駆け込むことのできる「こどもSOS」や「子ども110番の家」の登録件数がすごくふえたのはすごくいいことだと思っております。

前回の審議会でも出たと思うのですがけれども、実際に何件ぐらいの駆け込みがあって、どういう事案の駆け込みなのかとか、そういうことにアプローチはされているのでしょうか。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） まず、事件等が起こった場合には原則として報告を上げていただくことになっているほか、各区のほうに状況についての確認をさせていただいております。

今のところ、何か被害が発生したとか、駆け込みの事案が発生したという話は上がってきていない状況でございます。

○吉田委員 そのほかにございませんか。

○國本委員 國本です。

資料5の子どものための防犯教室の振り込め詐欺の被害を防ぐためにというのは、確かに、これから大人になるにつれて必要になってくる知識ではあると思うのですがけれども、今、そういうことが起こっている対象者は、どちらかというとおじいちゃんやおばあちゃん、またはそのおじいちゃん、おばあちゃんの子どもの世代だと思われるのです。やる内容に対して、どういう対象を考えられていたのかが一つです。

それから、「こどもSOS」の数なども今お話にあったのですがけれども、このステッカーを張ってあるだけなのか、ちょっと気になったのですが、どうでしょうか。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） まず、1点目の講座の対象者ですが、資料が若干わかりにくくなってしまっていて、申しわけございません。

こちらは、子どものための防犯教室の中で振り込め詐欺の話をするものではなく、子どものための防犯教室という取り組みのほか、振り込め詐欺の被害を防ぐためにという出前講座も別途行っているという内容でございます。

ですから、振り込め詐欺の被害を防ぐためにという出前講座につきましては、高齢者の方や関心を持っていらっしゃるいろいろな世代の方に広くご参加をいただき、その手口や

現状について紹介して、その対策についてお話ししているという内容でございます。

子どものための防犯教室につきましては、実際に不審者から声をかけられた場合の対応や、事前にこういうところは歩かないようにしましょうとか、そういったことをわかりやすくお伝えする講座になってございます。

もう1点の子ども110番の家関係ですが、ご指摘のとおり、基本的にはステッカーを貼付していただくことが主になりまして、そのほかの取り組みとしましては、例えば、地域の中で子ども110番の家として登録されていらっしゃる皆さんを対象にした講習会や防犯訓練といったものを各区の中で開催しております。例えば、清田区の一部の地域ではスタンプラリーという形で実施していきまして、児童会館や地域の学校などが協力して、実際に子ども110番の家のステッカーが張ってある家庭を子どもたちが歩きながら学んでいただくというような取り組みを行ってございます。

○行方委員 行方です。

実は、私は消費者協会に所属しておりますが、札幌市市民文化局消費生活課から受託して、道警や札幌市市民文化局の方、地域包括支援センターの方が協力しまして見守りネットワークをつくっております。元相談員など、各区を合わせて札幌市内に五、六十名おりまして、私どものほうに申し込んでいただければ、見守り協力員という者が地域の老人会などにお伺いして、わかりやすい大きい手づくりの紙芝居を持って、特殊詐欺被害に遭わないように広報しております。

そういったものも利用していただければよろしいかと思うのですがけれども、何せ、札幌市内だけでも相談件数や被害額がすごくふえており、次々と新たな特殊詐欺があらわれて、相談員は土・日も対応して大変苦勞しているところです。

以上です。

○吉田会長 そのほかにもございませんか。

○馬場委員 馬場です。

先ほどの「こどもSOS」の話に戻るのですが、まさに弊社が張ってあるだけの事業所で申しわけないのですが、やっぱり見づらいところに張ってあるのかなという気もしますし、実際に子どもたちが駆け込んだときにどうしたらいいか、多分、配付されているとあるので配付されているとは思うのですがけれども、私の目にはとまっていらないような気がするので、いま一度、何かわかりやすいガイドラインや手引きを送っていただけると幸いです。

○吉田会長 今回の意見に事務局から何かございますか。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） どのような張り方をされているか、地域の現状を把握し切れていないところもございますので、現状も見ながら考えていきたいと思っております。

○三浦委員 先ほどから出ています特殊詐欺被害防止の件で、特に振り込め詐欺やオレオレ詐欺に関していろいろなところで意見をもらっているというのですが、具体的にどんな

意見が出ていますか。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 意見というのは、出前講座の中での反応ということでしょうか。

○三浦委員 はい。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 出前講座は私が主に担当させていただいていますので、私からご回答させていただきます。

振り込め詐欺関係の出前講座につきましては、やはり、町内会や老人クラブの集まりといった機会に呼ばれることが多く、そういった機会に行ってお話をさせていただいています。

私はだまされないと思っていたという方がやはり多いのですけれども、講話の中で、振り込め詐欺犯人の実際の音声を録音したものがありますので、それをご紹介して、こういうふうにくまなくかけてきているので、気をつけてくださいというお話をさせていただいて、こういったものを聞くと、改めて、私は大丈夫だと思っていたけれども、気をつけようと思ったというような声もあります。

また、実際に電話がかかってきたという方もおられて、そういう方は、電話に出たら、この会話は録音されていますという音声が出る防犯機器を実際に設置して、そういう電話も減ったという声も聞かれていますので、そういったところもご紹介させていただきながらお話をさせていただいております。

○三浦委員 今回の件に関して、オレオレ詐欺の被害について思ったことは、まず、すぐに行動するなということ。例えば、1日なり2日なり3日おくれても、それから振り込んでもいいのですが、電話を切った後、今言う相談窓口、または警察、または隣近所に声をかけて、違うのではないかとんでもらうことを声かけしていただきたいと思います。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 今後、ご紹介させていただくかもしれませんが、参考とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○國本委員 國本です。

資料5と6にまたがるのかなと思いつつ考えておりましたけれども、子どものための防犯教室の中身がよくわかってはいないのですが、例えば、最近だとインターネットに絡む被害の相談もあって、当然、我々よりもスマートフォンを使いこなしていろいろな情報をとったり出したりという子どももいると思うのです。そういうような内容もこれからはどんどん含んで、小学校や中学校からそのような教育をしなければいけないのかなという思いも半分あって、犯罪被害に遭ってしまう子どもを一人でも減らすために、やはり、小学校のころからそういうような内容をしっかり講座としてやっていったほうがいいのかと思っています。

当然、その子どもたちは、これから小学校、中学校、高校、大人として、もしかしたら母親になるかもしれないので、そのようなことも具体的に検討していただきたいと思います。

○吉田会長 その他、ございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 なければ、最後になります。7のその他ですけれども、本日扱った事項につきまして、全体を通して何かご意見等ございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 それでは、事務局に司会を戻します。よろしくお願いします。

3. 閉 会

○事務局（榎地域振興部長） 吉田会長、どうもありがとうございました。

大変長い時間、熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございます。

私どもは、来年も引き続き、犯罪被害に遭う方が一人でもなくなるような取り組みについて進めていきたいと思っております。

また、女性のための防犯ハンドブックにつきましては、部会のほうでもいろいろと熱心にご意見をいただいております。さらに、先ほどもご意見がありましたが、私も女性安全マニュアルを拝見しまして、確かに見やすく非常にわかりやすいと思っております。こういったものもぜひ参考にさせていただきながら、当初は、できれば今年度中に何とかつくりたいと思っていたのですけれども、拙速に事を運ぶよりは、せっかくだけつくりたいので、ぜひ、皆さんにとって役に立つものになるよう検討していただければと思っておりますし、我々もそのように進めていきたいと思っております。

そういう意味では、引き続きご検討いただくことになるかと思っておりますけれども、あわせてお願いしたいと思っております。

以上をもちまして、平成29年度第2回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上